

境界
紛争

ゼロ
宣言

境界



＼ 土地家屋調査士の叫び /

土地の境界確認は
お互いさまやて、えかっ!

境界



広報キャラクター「地識くん」



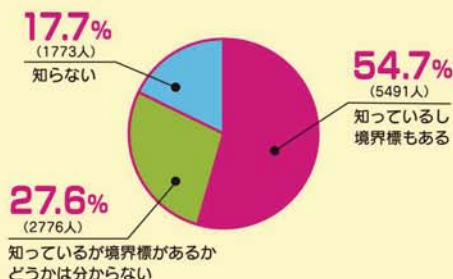
岐阜県土地家屋調査士会

土地の境界立会いに関するアンケート

2019年9月に日本土地家屋調査士連合会が行った「土地の境界立会いに関するアンケート」の結果より

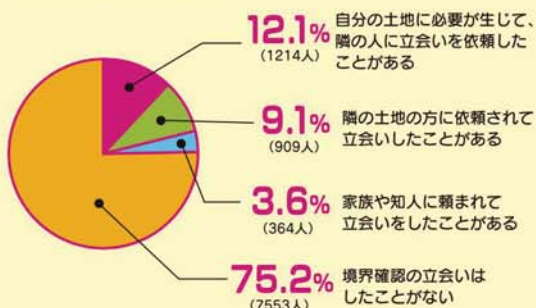
Q1

あなたは自分の土地とお隣の土地との境界を知っていますか？また、その境界には境界標がありますか？
(回答は1つ) 回答数:10040人



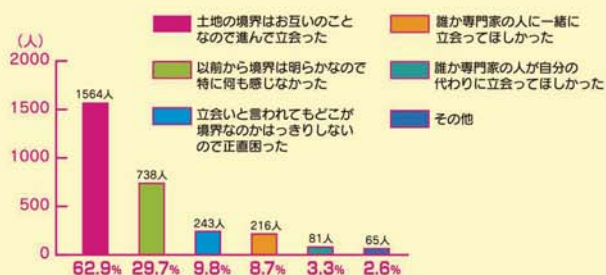
Q2

あなたは自分の土地とお隣の土地との境界確認のための立会いをしたことはありますか？
(回答は1つ) 回答数:10040人



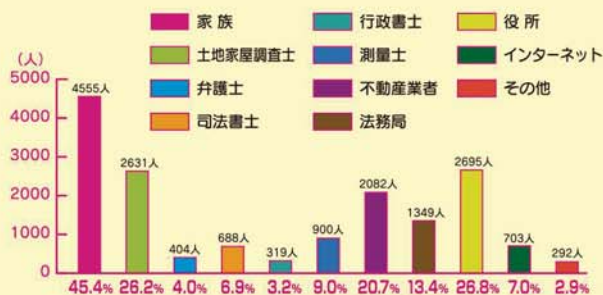
Q3

前問で、境界確認のための立会いをしたことがある、とお答えの方にお聞きします。立会いに応じる際に感じた気持ちに近いものはどれですか？
(回答はいくつでも) 回答数:2487人



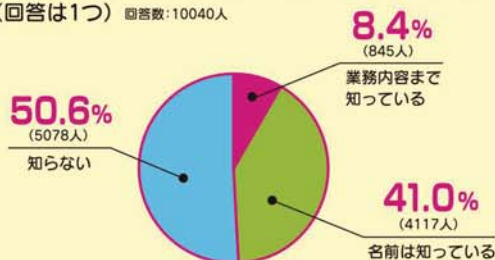
Q4

あなたは自分の土地の境界について分からない場合、誰に相談しますか？
(回答はいくつでも) 回答数:10040人



Q5

土地家屋調査士は、土地の境界に関する専門家ですが、あなたは土地家屋調査士という国家資格をご存知ですか？
(回答は1つ) 回答数:10040人



土地家屋調査士は、土地の分筆登記申請や、土地の境界を明らかにするための調査や確定測量を業務としています。業務の依頼を受けたときには、その土地の隣接地所有者の方に、境界の立会いをお願いしています。お互い立ち会って境界を確認することは、自分の土地の権利を守るために大変重要な行為です。



お隣の土地の境界調査のために境界立会いの依頼を受けたときは、「関係ない」と無視をしないでください。もし後日、あなたが境界の立会いを依頼しなくてはならない立場になったとき、逆に応じてもらえないかも知れません。土地の境界立会いには、「お互いさま」の気持ちでご協力ください。

